

# 災害時要援護者支援事業の推進について

大規模な災害発生時には、行政の機能が麻痺し、全ての被災者を迅速に支援することが難しく、支援が被災者のもとに届くまでに数日かかることが想定されます。そのため、「自分の命は自分で守る（自助）」や、「自分たちの町は自分たちで守る（共助）」の考えで、被害を最小限にすることが大切です。

市では、大規模な災害が発生したときや、災害の恐れがあるときに、高齢者や障がい者など、自力で避難することが難しく、支援が必要な方（災害時要援護者）に対して、安否確認や避難誘導などの支援がすみやかに行えるように、自治会・自主防災組織との連携により、地域で支える安心安全のネットワーク作りを目指しています。

主な取組として、次の2つがあります。

## 1 災害時要援護者支援事業

災害対策基本法の改正に伴い、平成25年（2013年）8月に策定された「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき、市町村に義務付けられた支援を必要とする人たちの名簿を作成しています。名簿情報を提供することに同意された方々の名簿を協定の締結をした地域支援組織に提供し、平常時から声かけ・見守り活動などに活用していただくよう取組を進めています。

## 2 福祉避難所

現在、本市では28施設を福祉避難所として指定しています（別紙参照）。指定した施設長と行政により、福祉避難所の運営に関する諸課題について検討・調整を図ることを目的に福祉避難所運営調整会議（全体会、作業部会）を開催しています。福祉避難所の役割などについて市報やホームページに定期的に掲載し、周知を図っています。

「福祉避難所」とは

要介護高齢者や障がい者、妊産婦など、一般の避難所では生活することが困難な方を対象に開設するもので、より専門的な支援や援護の必要性の高い避難者のために確保された避難所です。災害発生後、直ちに開設するものではなく、施設の安全や人員体制等が整っていることを確認してから開設をします。災害発生後は、公園やグラウンドなどの一時避難地や、小中学校や公民館などの避難所に避難してください。一般の避難所で生活可能な方は利用対象ではありませんので、災害時には、趣旨をご理解のうえ、適切な判断・行動をお願いします。

## 【今後の課題と取組】

### 1 災害時要援護者支援事業

平成 29 年度（2017 年度）から地域支援組織と協定の結び直しを始めたところで、災害時要援護者名簿は平常時に一部の地域にしか提供できておらず、引続き協定の締結を進めていく必要があります。また、協定を締結した地域に対しては地域の実情に応じた個別支援計画の作成を依頼し、作成に向けての支援を行ってまいります。

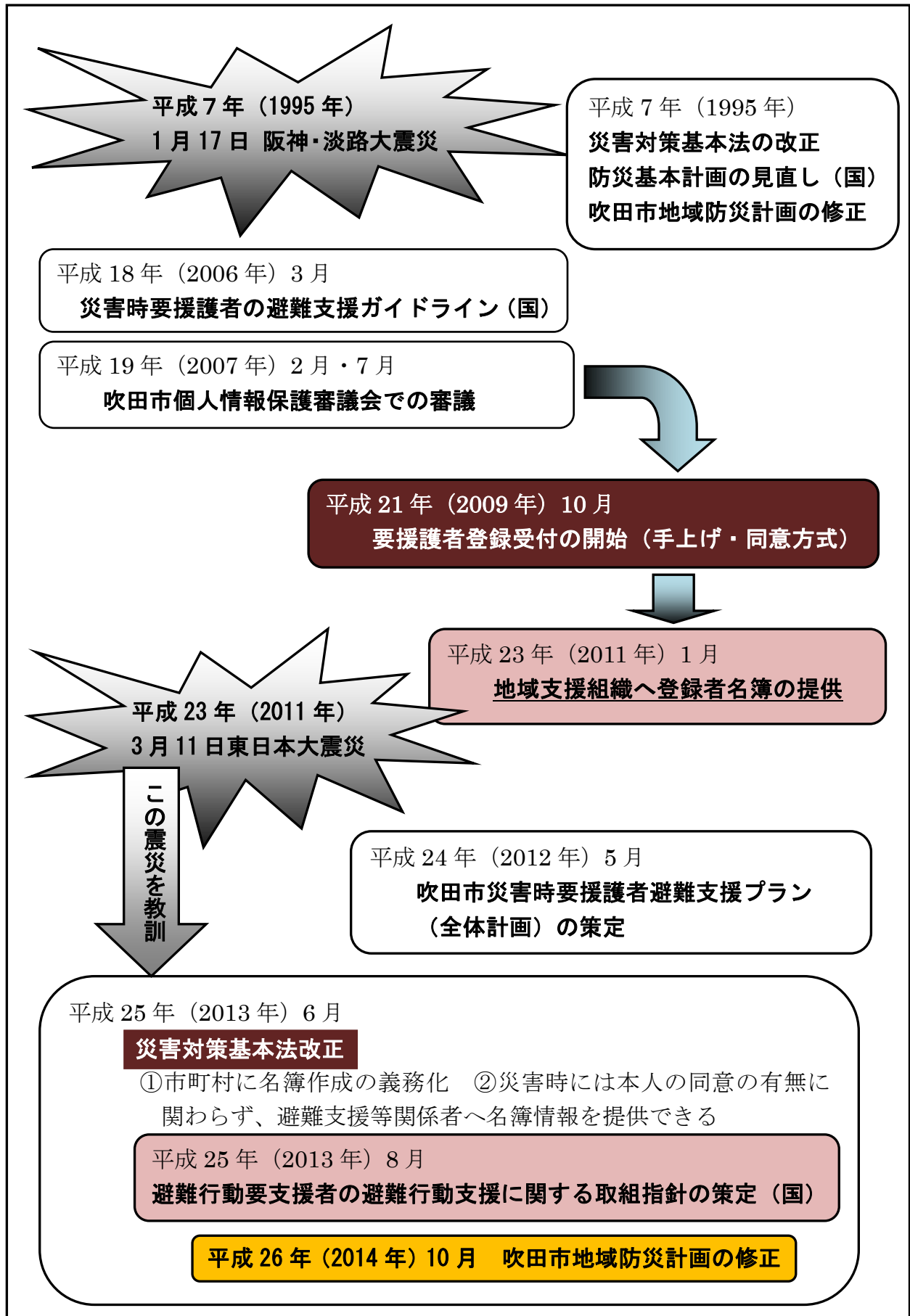
大阪府北部地震における、災害時要援護者名簿の安否確認・避難誘導などの活用については、地域防災計画において「市長が避難勧告又は避難指示（緊急）を行った場合」とあり、実際には自主避難であったため、名簿の活用までには至りませんでした。しかし、各室課では独自に安否確認を実施しており、今回の地震の教訓を生かし、名簿の活用方法について福祉部内で検討をしてまいります。

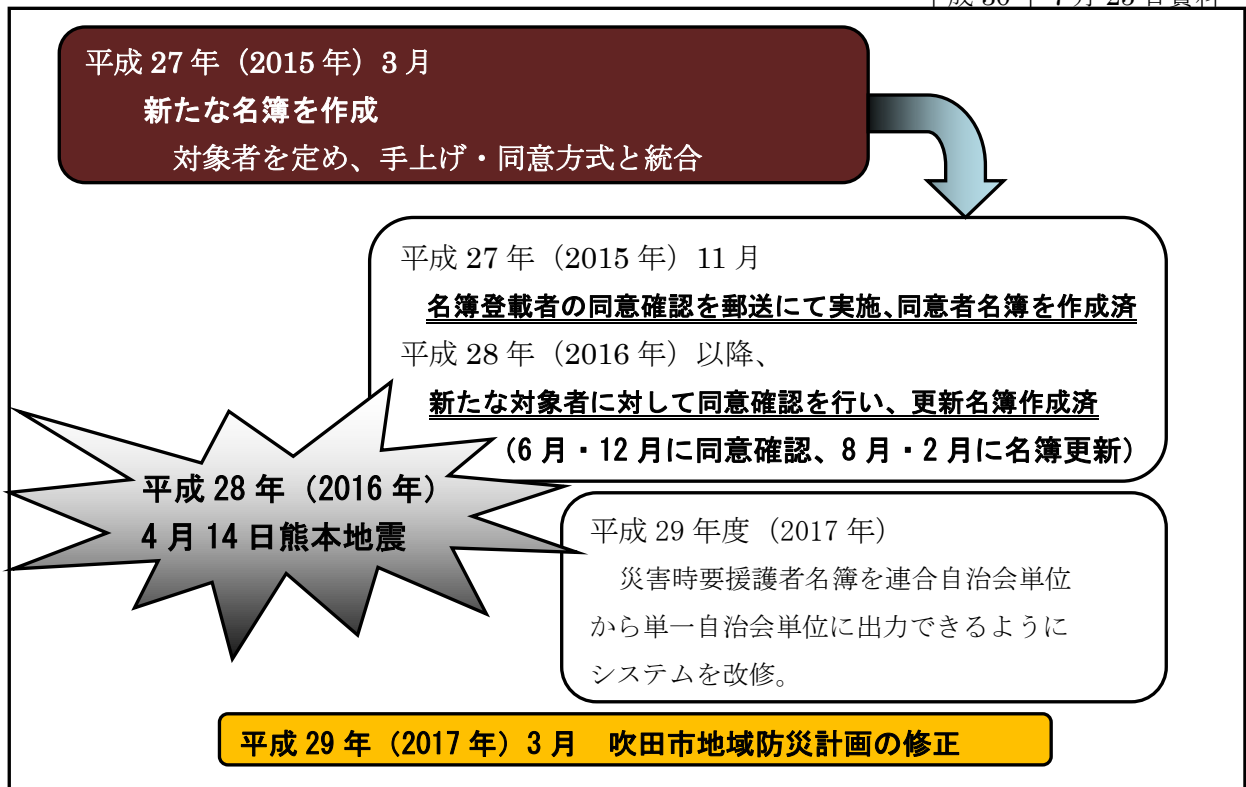
### 2 福祉避難所

現在、28 施設を福祉避難所に指定をしていますが、そのほとんどが高齢者施設であり、障がい者施設の指定は 2 施設となっています。平成 28 年度（2016 年度）に障がい者施設の指定に向けた意向調査と説明会を行いました。通所施設のため 24 時間の対応が出来ないこと、施設が避難所としての利用に適さないことなどの理由により、指定を受けていただける施設はありませんでした。

引続き障がい者施設を含めた福祉避難所の指定を進めるとともに、災害発生時には迅速・確実に福祉避難所としての対応ができるよう、福祉避難所運営調整会議などで課題について検討をしてまいります。また、熊本地震では一般の避難者が押し掛けたことで、福祉避難所の開設ができなかった事例もあり、市報やホームページにより福祉避難所の役割などについて周知を図ってまいります。

## 本市における災害時要援護者支援の取組状況





## 本市の取組状況

### 現 状

地域でのかつての「手上げ・同意方式」の名簿の取扱い状況は行政側が個人情報保護の重視を強調するあまり、名簿が金庫に眠ったままになっている地域支援組織が多くあると仄聞

### 今後の取組

新たな名簿を契機として、平常時から地域で見守り・声かけ活動や防災訓練などで名簿が有効活用されるよう、名簿の取扱いや利用についての周知

災害時の要援護者の避難支援活動を円滑に行うため、平常時からのお互いの顔の見える関係づくりが基本になることから地域に合った災害時の具体的な行動について定めておく必要がある。その取組の支援策として、地域における安否確認や、避難・誘導訓練等の事例についての情報発信を行う。

## 福祉避難所

福祉避難所とは、災害時に高齢者や障がい者等、一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする方を対象に開設する避難所のことです。

災害発生後に必要性が認められた場合に開設する。

平成 18 年（2006 年）**災害時要援護者の避難支援ガイドライン（国）**  
福祉避難所の設置・活用の促進

平成 20 年（2008 年）**福祉避難所設置・運営に関するガイドライン（国）**  
要援護者 10 人に 1 人の生活相談員の配置など

### 「福祉避難所指定等に向けての運用指針」

- ①バリアフリー化されていること
- ②耐震耐火構造の建築物であること
- ③避難者用スペースとして概ね 50 m<sup>2</sup>（一人当たり 5 m<sup>2</sup>換算で 10 人分）以上が確保されていること

これを基準として指定

平成 30 年（2018 年）6 月末日現在  
市有施設 8 施設、民間施設 20 施設の計 28 施設を指定

平成 28 年（2016 年）**福祉避難所の確保・運営ガイドライン（国）**  
人材の確保・移送手段の確保・スクリーニングなど

### 福祉避難所運営調整会議

福祉避難所に指定した施設長を集め、人材の確保、福祉避難所の周知、移動支援などの課題の検討や運営マニュアルの作成、福祉避難所開設訓練などを行っている。

### 開設に対する懸念

熊本地震では、福祉避難所が開設されたのは発災後 10 日ほどで指定施設の 2 割程度、1 か月後でも 4 割程度しか開設できなかった。本市でも同様の可能性がある。

## 福祉避難所指定施設

【平成 30 年 6 月 30 日現在】

	施設名	住所	指定日	収容人数	(洪水時)
1	総合福祉会館	出口町	平成 25 年 3 月 1 日	216 人	
2	障害者支援交流センター 「あいほうぶ吹田」	千里万博公園	平成 25 年 3 月 1 日	186 人	
3	亥の子谷地域保健福祉センター (デイサービスセンターを含む)	山田西 1 丁目	平成 25 年 10 月 22 日	33 人	
4	内本町地域保健福祉センター (デイサービスセンターを含む)	内本町 2 丁目	平成 25 年 10 月 22 日	31 人	(18 人)
5	吹田市介護老人保健施設	片山町 2 丁目	平成 25 年 12 月 6 日	99 人	
6	南山田デイサービスセンター	尺谷	平成 25 年 12 月 9 日	43 人	
7	藤白台デイサービスセンター	藤白台 2 丁目	平成 25 年 12 月 9 日	46 人	
8	千里山西デイサービスセンター	千里山西 2 丁目	平成 26 年 2 月 19 日	17 人	
9	特別養護老人ホーム いのこの里	山田西 1 丁目	平成 26 年 7 月 1 日	29 人	
10	グループホーム たんぼぼ	山田東 2 丁目	平成 26 年 7 月 1 日	29 人	
11	介護老人福祉施設 吹田竜ヶ池ホーム	原町 3 丁目	平成 26 年 8 月 1 日	49 人	
12	特別養護老人ホーム みらい	山田北	平成 26 年 10 月 1 日	28 人	
13	特別養護老人ホーム ハピネスさんあい	幸町	平成 27 年 2 月 2 日	36 人	(2 人)
14	特別養護老人ホーム あす～る吹田	岸部中 2 丁目	平成 27 年 2 月 10 日	14 人	
15	特別養護老人ホーム 寿楽荘	岸部北 4 丁目	平成 27 年 4 月 1 日	6 人	
16	特別養護老人ホーム ちくりんの里	春日 2 丁目	平成 27 年 4 月 28 日	43 人	
17	特別養護老人ホーム 青藍荘	佐竹台 2 丁目	平成 27 年 5 月 7 日	17 人	
18	特別養護老人ホーム 緑風会イサベル	岸部北 5 丁目	平成 27 年 6 月 12 日	14 人	
19	吹田特別養護老人ホーム 高寿園	山手町 1 丁目	平成 27 年 6 月 19 日	30 人	
20	地域密着型特別養護老人ホーム 憩～江坂～	江坂町 2 丁目	平成 27 年 7 月 13 日	11 人	
21	特別養護老人ホーム スローライフ千里	千里万博公園	平成 27 年 7 月 21 日	12 人	土砂
22	特別養護老人ホーム サラージュ南吹田	南吹田 1 丁目	平成 27 年 7 月 27 日	2 人	
23	地域密着型特別養護老人ホーム メヌホット 千里丘	千里丘北	平成 27 年 8 月 6 日	2 人	
24	介護老人保健施設 吹田徳洲苑	千里丘西	平成 27 年 8 月 25 日	72 人	
25	介護老人保健施設 つくも	津雲台 4 丁目	平成 27 年 10 月 9 日	4 人	
26	介護老人保健施設 千里	山田北	平成 27 年 10 月 23 日	40 人	
27	地域密着型特別養護老人ホーム 縁	千里山竹園 1 丁目	平成 28 年 3 月 11 日	4 人	
28	くらしの支援センター みんなのき	寿町 2 丁目	平成 28 年 11 月 21 日	12 人	(0 人)

28 施設の合計収容人数 1,125 人 (洪水災害時 1,066 人)